

特記仕様書

第1 役務概要

役 務 名：燃料タンク内部清掃その他役務
履行場所：航空自衛隊松島基地、上品山、豊里中継所
履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
役務概要
(1) No.1 燃料タンク（3, 000KL）クリーニング
(2) 地下タンクの漏洩気密検査（10か所）
(3) No.1 燃料タンク（3, 000KL）隧道内仕切弁等交換
(4) No.1 燃料タンク（3, 000KL）頂部マンホール周辺FRPライニング補修

第2 共通事項

1 仕様

本役務は、本特記仕様書及び図面によるほか、次の標準仕様書等による。なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらの定めのない事項については、監督官との協議による。

2 立入制限

本役務のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 履行場所及び周辺の清掃

履行場所及び周辺の道路等は、作業によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

履行中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	備考
開始前	現場代理人等指名・変更通知書及び略歴書	
開始前	協議書	
開始前	工程表	
開始前	緊急連絡先一覧表	
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	
実施中	産業廃棄物管理票（写しまたは原本）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳（任意様式）	
完成時	完了通知書	
完成時	引渡書	
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱い説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

8 写真

- (1) 写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各 1 枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 役務の履行及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 発生材の処理等

金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完了検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての役務の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本役務に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本役務の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 履行中は、他の工作物等に損害を与えないよう履行し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 役務に関する要求事項

1 実施項目

(1) No.1 燃料タンククリーニング及び地下タンクの漏洩気密検査

実施場所	燃 種	容量(KL)	基数	実施内容
No.1 燃料タンク	Jet-A1	3,000	1	タンククリーニング
No.7 地下タンク	軽油	20	1	気相部、液相部漏洩気密検査
No.8 地下タンク	ガソリン	20	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 1 6 1 地下タンク	軽油	6	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 3 2 4 地下タンク	軽油	1.9	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 3 2 8 地下タンク	軽油	7	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 3 3 3 地下タンク	軽油	13	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 3 9 2 地下タンク	軽油	3	1	気相部、液相部漏洩気密検査
# 4 2 4 地下タンク	軽油	3	1	気相部、液相部漏洩気密検査
J 1 地下タンク	軽油	4	1	気相部、液相部漏洩気密検査
T 1 地下タンク	軽油	4	1	気相部、液相部漏洩気密検査

(2) No.1 燃料タンク隧道内仕切弁等交換

(3) No.1 燃料タンク頂部マンホール周辺FRPライニング補修

2 作業主任者

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条に基づく作業主任者又はその代理者で定期点検等及びタンククリーニングを実施するために必要な関係法令等に精通し、かつ、定期点検等及びタンククリーニングに十分な知識と経験を有するとともに、危険物取扱者免状(甲種又は乙種4類)を有する者をいう。

3 書類等の提出

- (1) 契約相手方は、第2項7に示した書類のほか監督官の指示する様式により、次に掲げる書類を監督官が指定する期日までに提出すること。ただし、これ以外の書類を提出する場合は、監督官の指示による。
 - ア 作業主任者の履歴書(交代のときはその都度)
 - イ 作業計画書
 - ウ ガス検知器検定合格証(写)(検定後1年以内のもの)
 - エ 危険物取扱者免状(写)
 - オ 酸素欠乏危険作業主任者免状(写)
 - カ 足場の組立て等作業主任者免状(写)及び足場の組立て等特別教育修了証(写)
 - キ 着工届
- (2) 作業許可書
 - ア 入槽作業及び高所作業等の災害発生の危険性の高い作業は、あらかじめ書面(任意様式)により監督官の許可を受けること。

- イ 作業許可書には、次の事項について記載すること。
 - (ア) 監督官（官側）、作業主任者、立会者、監視人、作業者
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 作業に係る注意事項及び禁止事項
 - (エ) 作業年月日、作業開始時刻、終了予定時刻
- ウ 作業内容の変更が必要な場合は、新たに作業許可を受け、また、予定時間内に作業が終了しなかった場合は、改めて許可を受けること。
- エ 作業許可書は、作業場所に提示すること。
- (3) 安全衛生教育の実施
 - 契約相手方は、作業者に対して次の事項等について必要な安全衛生教育を実施し、実施記録を提出すること。
 - ア 作業計画及び緊急事態対処マニュアル
 - イ 作業許可を必要とする作業の種類
 - ウ 保護具の種類及び使用方法
 - エ 事業場の安全衛生基準及び関連法規
 - オ 酸素欠乏危険作業に係る教育（酸素欠乏症等予防規則第 1 2 条に基づく教育）
 - カ 足場の組立て等作業に係る教育（労働安全衛生規則第 3 6 条第 3 9 号に掲げる業務に係る特別教育）
- (4) 作業主任者は、監督官の指示する様式により、次に掲げる書類を作業の都度提出しなければならない。
 - ア 作業日報
 - イ 可燃性ガス濃度の測定（以下「ガス検知」という。）記録
 - ウ その他監督官の要求する書類
- 4 作業現場管理
 - (1) 作業主任者は、作業員の所持品検査を実施し、マッチ、ライター等の発火物の作業現場への持込みを厳禁するとともに、作業現場の規律の維持については、監督官の統制に服さなければならない。
 - (2) 作業主任者は、作業上危険を伴うおそれのある場所への、作業関係者以外の者の立入りを禁止するため、監督官の承認を受けて仮囲い等を設け、立入禁止の表示をしなければならない。
 - (3) 作業主任者は、(1) 及び (2) に定めるほか、履行中は適時必要に応じ監督官の指示する現場管理を行わなければならない。
- 5 安全衛生管理
 - 契約相手方は、作業実施にあたり、次の事項に留意して実施すること。
 - (1) 作業実施にあたっての基本方針
 - ア 指揮・命令系統の明確化
 - イ 作業手順の明確化
 - ウ 業務分担及び責任範囲の明確化

- エ 連絡及び合図の方法の周知徹底
- オ 注意事項及び禁止事項の周知徹底
- (2) 一般的留意事項
 - ア 作業内容を事前打合せ等により作業に関わる者全員に周知徹底すること。
 - イ 作業の実施は、あらかじめ当該作業に関わる必要な教育を受けた者が行うこと。
 - ウ 電源等の動力源を確実に遮断するとともに、施錠、札掛け等の誤操作を防止する措置を講じること。
 - エ 作業の種類に応じ、呼吸用保護具、保護手袋、保護衣、保護めがね等の保護具を使用すること。
 - オ 単独で実施する作業を限定するとともに、各個人の判断による単独作業を実施させないこと。
 - カ 単独作業を実施させる場合は、必要に応じ、作業者との間で随時連絡が取れるように通信機器等を携帯させること。
- (3) 作業に関する留意事項
 - ア 火気使用作業
 - (ア) 作業開始時及び当該作業中、随時、作業箇所のガス検知を実施すること。
 - (イ) 作業場所へは、あらかじめ許可された物以外の火気又は点火源となるおそれのある機械等を一切持ち込まないこと。
 - (ウ) 作業場所には、消火器等の消火設備を配置するとともに、避難方法をあらかじめ定めかつ、これを作業員に周知すること。
 - (エ) 作業場所においては、必要に応じて不燃性シートを用いて養生を行うこと。
 - イ 入槽作業
 - (ア) 作業を行うタンクから危険物、有害物質等を確実に排出し、かつ、作業箇所に危険物有害物質等が漏洩しないように、バルブ、コックを閉止かつ施錠すること。又はバルブコックを閉止するとともに閉止板等を設置し開放してはならない旨を表示すること。
 - (イ) タンク内部の残圧の確認は、圧力計によるほか、ベント、ドレン等の開放口を徐々に開けて行うこと。
 - (ウ) 入槽直前に、可燃性ガス及び酸素その他予測される有害ガスの濃度の測定を行い、安全を確認した後に入槽し、測定は作業中断後、再入槽時も同様に行うこと。
 - (エ) 酸素等の濃度測定は、酸素欠乏症等防止規則の規定に基づき厳正に実施すること。
 - (オ) 監視人を置き、入槽作業者との連絡が途絶えることのないようにすること。
 - (カ) 作業開始前及び作業終了後に人員の確認を行うこと。
 - (キ) タンク内部で有機ガソリン等の有機溶剤を取り扱う場合、有機溶剤中毒予防規則を遵守すること。

- ウ 高所作業
- （ア）昇降設備、作業床の設置、安全帯の使用等必要な墜落防止措置を講じ、必要に応じ監視人を置くとともに、危険が予測される場合は作業を中止すること。
- （イ）上下での同時作業は、行わないものとし、やむを得ず行う場合は、相互密接な連絡を行うこと。
- （ウ）高所作業中である旨を作業場所の下部に提示すること。
- （エ）工具類は、落下しないよう必要な措置を講じること。
- (4) 緊急事態への対応
- 契約相手方は、作業実施中に爆発、火災、危険物・有害物質等の漏洩及び労働災害の発生等の緊急事態が生じた場合に対応するため、次の措置を講ずること。
- ア 緊急事態対処マニュアルの制定
- （ア）緊急事態発生時の連絡方法
- （イ）爆発、火災及び危険物・有害物等の漏洩等に対する対応措置並びに指揮・命令系統
- イ 救急用保護具等の準備
- （ア）救急用保護具
- 作業主任者は、タンクの近くに救急用保護具（酸素呼吸器又はホースマスクを含む。）を1組以上備えること。
- （イ）安全帯等
- 作業主任者は、事故発生の際、被害者を救出することが困難と予想される場所では、あらかじめ作業員に安全帯等の適切な装備品を装着させること。
- （ウ）救急用具
- 作業主任者は、負傷者の手当てに必要な救急用具を備え、その備付け場所及び使用方法を作業員に周知させること。
- ウ 監視人の配置
- （ア）監視人は、常に燃料タンクの内部の全作業員を見通しできる開口部に位置し、作業員から目を離さないこと。
- （イ）監視人は、異常を認めたときは直ちに付近の作業員を呼び集め、安全帯等を用いて被害者の救出を図る等、タンク外部における救助作業に従事すること。
- （ウ）監視人が1名の場合は、監視人自ら燃料タンクの内部に立ち入らないこと。
- （エ）監視人は、被害者の救出のためタンク内部に立ち入る場合は、状況に応じて呼吸保護具、安全帯、その他必要な保護具を着用すること。

6 使用器材

- (1) 標識
- 標識の設置及び撤去は、監督官の承認を得て契約相手方が実施し、その区分及び標識種別については次表による。

区 分	標識種別
ア 作業現場立入禁止用標識	第 3 種標識
イ 動力源の遮断に伴う始動禁止用標識	第 2 種標識
ウ 配管の遮断に伴うバルブ類の開閉禁止用標識	第 2 種標識

- (2) 作業用具
- 作業用具は、次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格
ア はしご、足場	ローリング・タワー（静電気予防措置）とし組立堅固なものとする。
イ 照明器具 （ア）携帯灯 （イ）移動灯 （ウ）キャプタイヤコード及びキャプタイヤケーブル	J I S C 0 9 3 0 ～ C 0 9 3 5 による耐圧防爆構造とする。 J I S C 0 9 3 0 ～ C 0 9 3 5 による耐圧防爆構造とする。 J I S C 3 3 0 1 による 2 種以上又は同等品とし、継ぎ目のないものとする。
ウ 手工具	J I S M 7 6 1 5 による防爆用ベリリウム銅合金用工具類とする。
エ ブラシ	真ちゅうブラシ等非鉄金属製とする。
オ 水洗用具	ホースは、布、ゴム又はビニール製とする。ノズルは、非鉄金属製とし、布類で被覆したものとする。

- (3) 労働衛生保護具
- 保護具は、次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格
ア 化学防護服	J I S T 8 1 1 5 による。
イ 化学防護手袋	J I S T 8 1 1 6 による。
ウ 化学防護長靴	J I S T 8 1 1 7 による。
エ 保護めがね	J I S T 8 1 4 7 による。
オ 防じんマスク	J I S T 8 1 5 1 による。
カ 防毒マスク	J I S T 8 1 5 2 による。
キ 送気マスク	J I S T 8 1 5 3 による。
ク 空気呼吸器	J I S T 8 1 5 5 による。

ケ	酸素発生型循環式呼吸器	J I S T 8 1 5 6 による。
コ	電動ファン付呼吸用保護具	J I S T 8 1 5 7 による。
サ	微粒子状物質用防じんマスク	J I S T 8 1 6 0 による。
シ	防音保護具	J I S T 8 1 6 1 による。
ス	圧縮酸素型循環呼吸器	J I S M 7 6 0 1 による。
セ	一酸化炭素用自己救命器（C O マスク）	J I S M 7 6 1 1 による。
ソ	閉鎖循環式酸素自己救命器	J I S M 7 6 5 1 による。
タ	保護具（ヘルメット）	不浸透製の一般市販品とする。

- (4) 薬剤類
タンククリーニングに使用する薬剤は、脱脂剤を使用すること。

種 別	規 格
脱脂剤	陰イオン及び非イオン界面活性剤と特殊溶剤を配合した洗浄剤とする。

- (5) ガス検知器
ガス検知器は次表による適格品とし、機能が完全なものを使用すること。

種 別	規 格	性 能	
		精度	測定範囲
可燃性ガス	J I S M 7 6 0 2 による精密型とする。	0.002%	0～2.0%

- (6) 機械類
高圧洗浄車、発電機、ユニック車、回収ローリー車、ホースマスクの送風用及び強制換気用空気圧縮機又は換気扇、その他作業用電動工具等は、用途、作業規模、現場状況等により選定し、作業主任者はその名称、規格及び数量等について監督官の承認を受けること。

- 7 覆土式燃料タンク（No.1 燃料タンク）クリーニング
タンククリーニングの実施要領は、次のとおりとする。

- (1) 作業項目等
ア 底板、側板及び溶接線状況確認
イ タンク内部塗膜状況確認
ウ 計装機器外観点検
エ その他機器点検
オ クリーニング
- (2) 作業要領及び判定基準
ア 底板、側板及び溶接線状況確認
目視点検による減厚及び変形等がないこと。
イ タンク内部塗膜状況確認
目視点検による塗膜の剥離、気泡、浮き上がり等がないこと。

- ウ 計装機器外観点検
目視点検によるレベル計のフロートがレベル計ガイドパイプの中心位置にあること。
エ その他機器点検
タンク内部の各機器作動部分が正常に作動すること。
オ クリーニング（面積1， 9 3 1． 1 3 m²（数量は概数））
タンク内部全面及び付属機器を、水拭き清掃及び乾拭き清掃を行うこと。

- 8 覆土式燃料タンク（No.1 燃料タンク）作業要領
作業主任者は、次により作業を実施すること。
- (1) 動力源の遮断
タンクに影響を及ぼすおそれのある動力源（手動操作含む）は、これを遮断し必要な処置をすること。ただし、ポンプ排水装置に係る動力源を除く。
- (2) 配管の遮断
タンクと配管系統の間のフレキシブル管を取り外して、配管系統の両フランジに漏洩防止の板フランジ（1 5 0 A×4 枚、2 0 0 A×2 枚）を取り付けること。
- (3) 残油移送
タンク内部に残留する燃料（設計数量デットストック2 9 0 K L：基準）は、仮設の防爆ポンプ等（ウエルデンポンプ）を用いてオイルフィルターを通し、仮設配管（導通性のあるもの）にて他のタンクへ移送すること。移送ラインのバルブ操作は官側で実施する。なお移送した際の逆流防止等の措置を逆止弁等を用いて実施すること。
- (4) 開口部の開放
ア タンクのマンホール及び液体燃料等の流入するおそれのない開口部は、すべて開放し、マンホール取り付け時は、ジョイントシートパッキン厚さ3 mm（Φ 7 6 0×1、Φ 8 3 2×1）をそれぞれ交換すること。
イ 蓋及びフレキシブル管等の取り外しは、防爆用工具を用いて、風上側の位置で慎重に行い、衝撃等によってスパークが発生しないよう十分に注意すること。
- (5) 換気
ア 次のうち最も適当な方法を選定し、監督官の承認を受けて換気すること。
（ア）自然通風による換気
（イ）風取り扇による換気
（ウ）換気扇による換気
（エ）圧縮空気をを用いた強制通風による換気
（オ）水をタンク内部に満たして残留ガスを放出する換気
イ 換気は次の要領で行うこと。
（ア）タンク上部のマンホール等から、静電気を滞留させないよう少しずつ可燃性ガスを放出すること。
（イ）換気装置はエアーもしくは防爆仕様とすること。

- (ウ) タンク内部立入作業中に圧縮空気による強制通風を行うときは、換気装置を直接作業員の身体に当てないこと。
- (エ) 可燃性ガス濃度及び酸素濃度を測定し、可燃性ガス濃度0．01％以下かつ、酸素濃度20．9％をもって、タンク内部換気作業を終了すること。
- (オ) タンク内部の換気作業終了後も、タンク内部で作業を行う時は、換気を継続し作業開始前に濃度測定を行うこと。

(6) タンク内部のガス検知

- ア タンク内部に作業員を立ち入らせるときは、次表による内部のガス検知の結果、安全であることを確かめた上、監督官の承認を受けること。

区 分	立入条件	備 考
(ア) 呼吸用保護具未装備でタンク内部へ立ち入ることができる場合	爆発下限界の25分の1以下の場合	
(イ) 呼吸用保護具を装着し、タンク内部へ立ち入ることができる場合	爆発下限界の4分の1未満の場合	タンクの構造上、立入条件を満たさない場合は、同表(エ)に準じて行う。
(ウ) タンク内部立入禁止	爆発下限界の4分の1以上の場合	
(エ) 緊急時、タンク内部へ立ち入る場合	安全上の処置を施した場合	安全上の処置とは、原則として、監督官立会の下で呼吸用保護具その他必要な保護具を装着し、事故防止上の対策を講じた場合をいう。

- イ ガス検知の位置は、初めにマンホール等の開口部とし、可燃性ガス濃度が爆発下限界の4分の1未満の数値になってから、次に、タンク底部の溜枳付近又はタンク内部で開口部から最遠のガスが滞留しやすい部分及び監督官の指示する箇所とすること。

- ウ ガス検知を行う者は、状況に応じて保護具を着用すること。

(7) タンク外部のガス検知

- 必要に応じタンク外部のガス検知を行い、その結果により、タンク外の作業に対しても保護具を使用し、発火源についての安全処置を行うこと。

(8) 残さい物の処理

- 残さい物を処理する場合は、原則としてタンク内部に残留する可燃性ガスが爆発下限界の4分の1未満となってから、次の要領により行うこと。

- ア タンク底部に沈積している残さい物を搬出する場合は、中和剤等で処理するとともに、保護具を着用した2名以上の作業員を、タンク内部に立ち入らせ、遅滞なく搬出すること。

- イ 搬出した残さい物は、産業廃棄物として処理すること。

(9) タンククリーニング

- タンク内部に、はしご又は足場を堅固に組み立てた上、次の要領により作業を行うこと。

- ア 脱脂剤を内部全面に塗布又は吹き付けた上、マンホール等からホースを引き入れ脱脂剤を確実に水で洗い流し、作業後拭き取っても汚れが付かない程度とすること。

- イ 洗浄後は乾拭き清掃を行い、完全に乾燥させること。

- ウ タンククリーニング後、異常等を認めた場合は、速やかに監督官に通報すること。

(10) 静電気に対する処置

- 静電気による災害を防止するため、次の項目について処置すること。

- ア 雷雲が接近しているときは、作業を中止し、タンクの開口部はすべて閉鎖すること。

- イ 水洗い用ホースノズル若しくは照明用移動灯等、タンクと絶縁された金属製品については、アースを取ること。(ただし、ガス濃度0％の場合は除く。)

- ウ タンク昇り口等に人体用アース棒を取り付け、危険箇所に立ち入る前に人体に滞留した静電気を除去すること。

(11) タンク内部での火気使用の条件

- タンク内部で裸火を使用する場合及び火花が発生するおそれがある場合の可燃性ガス濃度は、爆発下限界の25分の1以下とすること。

(12) 監督官の確認等

- ア 作業工程ごと、又はあらかじめ監督官が指示した作業では、監督官の確認を受けた後に次の作業に進むこと。

- イ アの終了後、監督官の指示に従って所要箇所の写真撮影を行い、監督官に提出すること。

(13) 復旧作業

- タンククリーニングの完了後、監督官立会いの下で遮断していた動力源、配管及び開放していたマンホール等の開口部を現状のとおり復旧するものとし、この際、不純物を混入させないように丁寧に行うこと。

9 覆土式燃料タンク（No.1 燃料タンク）完了検査等

- (1) 契約相手方は、復旧作業終了後、完了検査を受けること。
- (2) 完了検査により不具合の箇所があったときは、契約相手方の負担において手直しを行い、終了後、再検査を受けること。
- (3) 作業主任者は、検査官が行う完了検査には必ず立ち会うこと。

10 地下タンク漏洩気密検査

- 地下タンクの気相部、液相部の漏洩気密検査を実施すること。検査方法は原則、微加圧法によるものとする。なお、検査終了後、検査結果（様式任意）を提出すること。

11 地下タンク漏洩気密検査完了検査

契約相手方は、検査結果を提出後に完了検査を受けること。

12 産業廃棄物

本役務の履行により発生する産業廃棄物の処分（又は特定建設資材の再資源化に係る処分）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号））に基づいて適正に処分すること。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

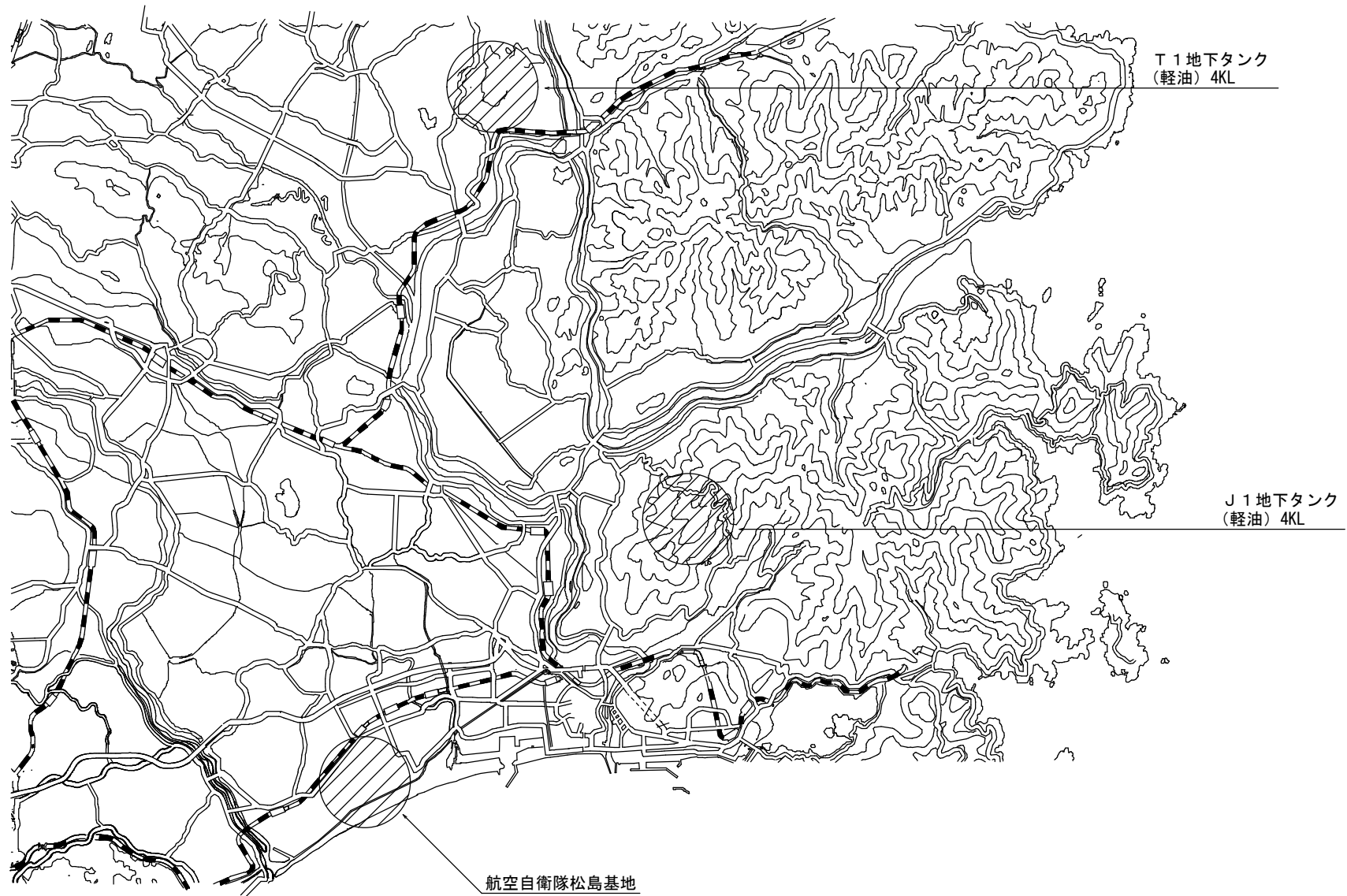
13 仕切弁等交換

仕切弁等交換作業は、タンククリーニングにあわせて、監督官と調整のうえ実施すること。

名 称	規 格	数量	単位	備 考
仕切弁(ダクタイル製)	外ねじ式 10K200A	2	個	払出管 既設仕切弁メーカー 桑名金属(旧日立)×2
仕切弁(ダクタイル製)	外ねじ式 10K150A	2	個	受入管 既設仕切弁メーカー 桑名金属(旧日立)×2
仕切弁(ダクタイル製)	外ねじ式 10K150A	3	個	排油管（ドレン管） 既設仕切弁メーカー 桑名金属(旧日立)×1 T O Y O × 2
フレキシブル管 (消防法認定品)	ベローズ型 SUS 製 200A×L900	1	本	払出管
フレキシブル管 (消防法認定品)	ベローズ型 SUS 製 150A×L1,500	1	本	受入管
フレキシブル管 (消防法認定品)	ベローズ型 SUS 製 150A×L1,710	1	本	排油管（ドレン管）
フランジ用ガスケット全パッキン	10K 200A 3t	5	枚	払出管
フランジ用ガスケット全パッキン	10K 150A 3t	13	枚	受入管、 排油管（ドレン管）
ボルトナット(メッキ)	M20×80	164	組	

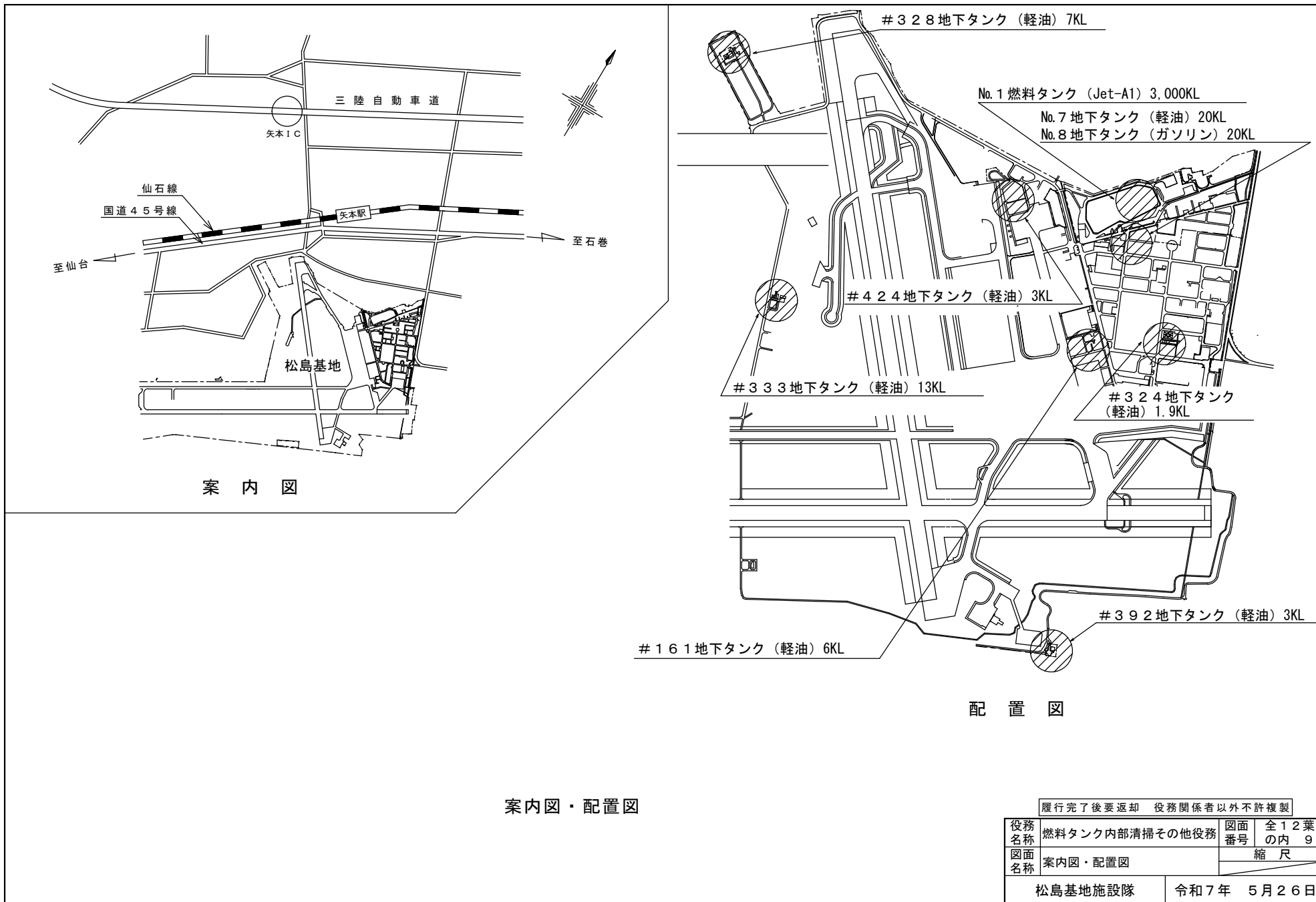
14 F R Pライニング補修

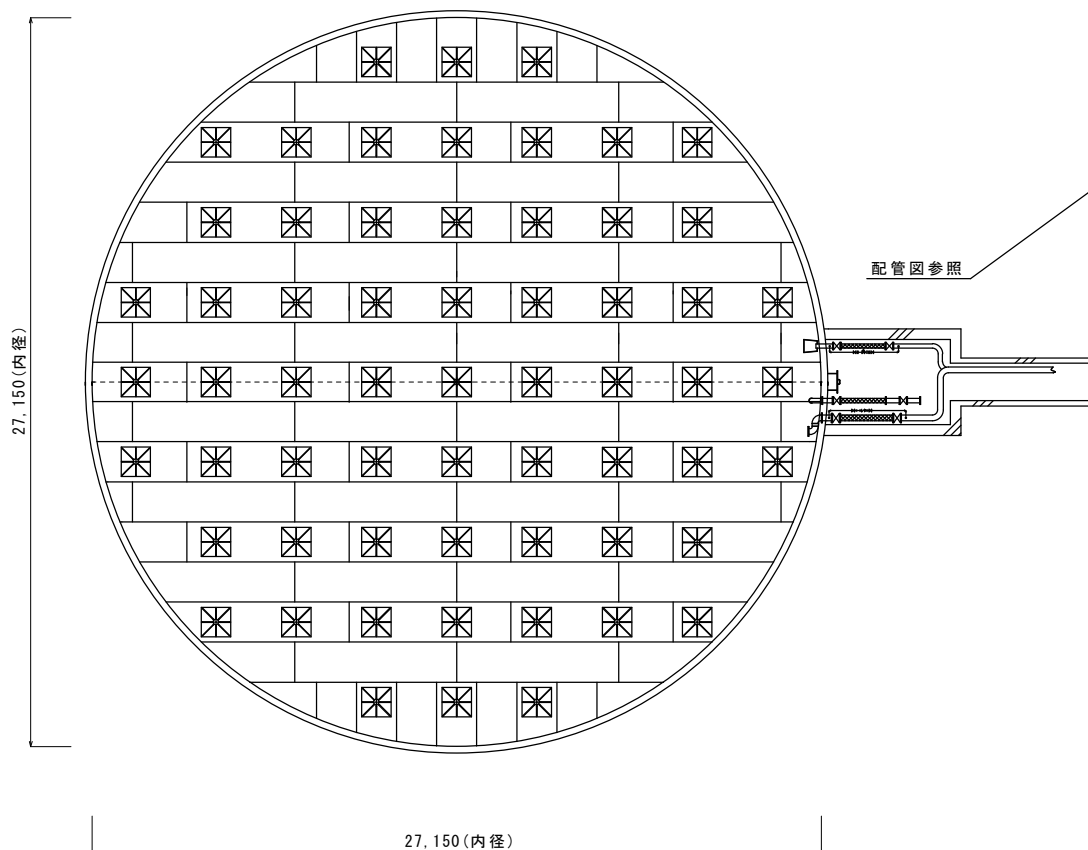
名 称	数量	備 考
(1) 下地処理 (金属パテ、コンクリート パテ塗布含む)	1 式 (金属部：0.45㎡) (コンクリート部：0.82㎡)	ライニングの厚さを 2mm以上とする。
(2) ライニング補修 (プライマー塗布含む)		
(3) ガラスマット貼付		



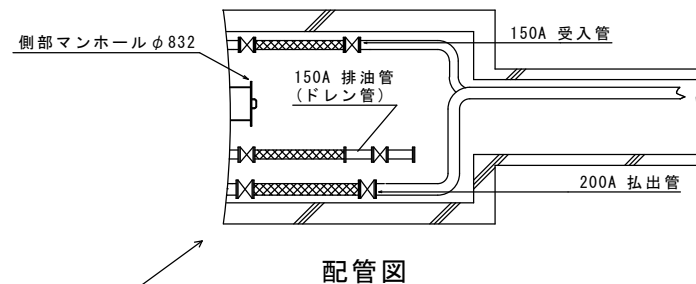
案内図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製			
役務名称	燃料タンク内部清掃その他役務	図面番号	全12葉の内 8
図面名称	案内図	縮 尺	
松島基地施設隊		令和7年 5月26日	





タンク底板平面図

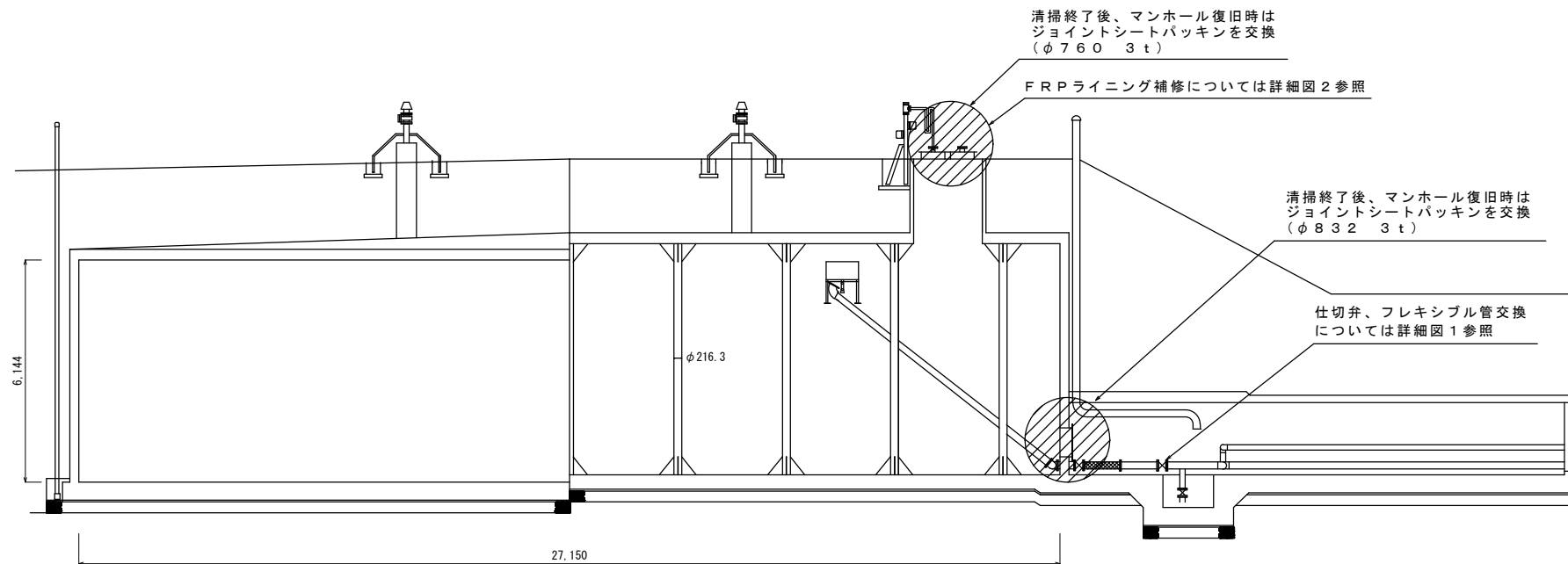
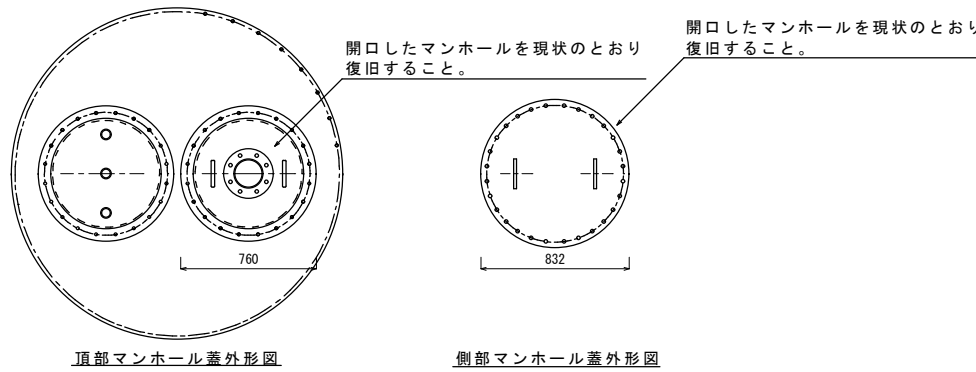


配管図

支柱詳細図(凡例)		
 1,100	 1,100	 支柱太さ φ216.3
底板部	頂板部	支柱立面図(61本)

No. 1 燃料タンク底板平面図、配管図

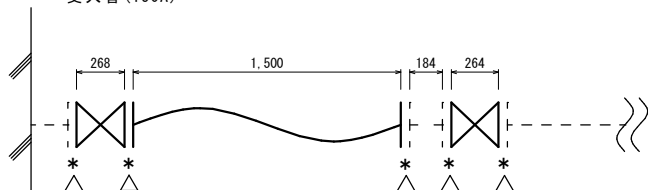
履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製			
役務名称	燃料タンク内部清掃その他役務	図面番号	全12葉の内10
図面名称	No. 1 燃料タンク底板平面図、配管図	縮尺	
松島基地施設隊		令和7年 5月26日	



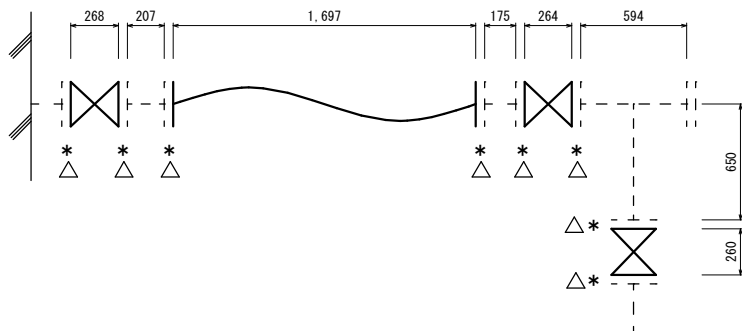
No. 1 燃料タンク立面図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製			
役務名称	燃料タンク内部清掃その他役務	図面番号	全12葉の内11
図面名称	No. 1 燃料タンク立面図	縮尺	
松島基地施設隊		令和7年 5月26日	

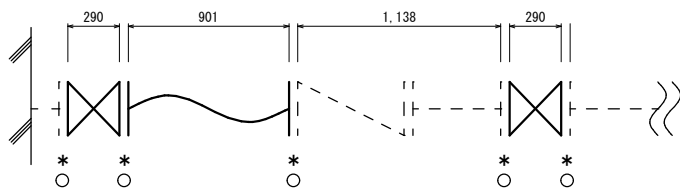
受入管 (150A)



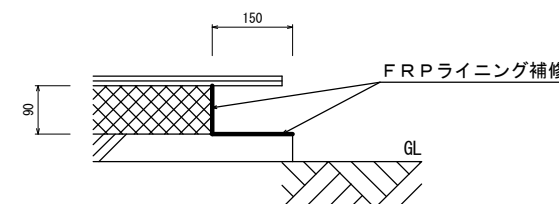
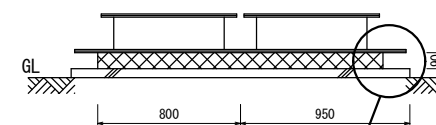
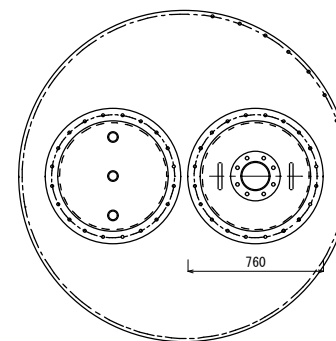
排油管 (ドレン管) (150A)



払出管 (200A)



詳細図 1



詳細図 2

凡 例

	仕切弁 (交換)		ボルト穴数-8か所
	フレキシブル管 (消防法認定品) (交換)		ボルトナットサイズM20×80 (交換)
	既設逆止弁 (再使用)		ボルト穴数-12か所
	既設管 (再使用)		ボルトナットサイズM20×80 (交換)
	ガスケット全パッキン (厚3t) (交換)		FRPライニング補修箇所

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	燃料タンク内部清掃その他役務	図面 番号	全12葉 の内12
図面 名称	詳細図1、詳細図2	縮 尺	
松島基地施設隊		令和7年 5月26日	